令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率をお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体では、公営事業会計及びごみ処理や消防業務等を行うために組織している組合等への負担等を含めた健全化判断比率並びに公営企業会計の資金不足比率を算定しています。長井市の令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は以下のとおりですので、お知らせします。

●健全化判断比率

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
長井市の比率	1	_	14.3	245.6
【参考】早期健全化基準 (イエローカード)	13.63	18.63	25. 0	350.0
【参考】財政再生基準 (レッドカード)	20.00	30.00	35.0	

①実質赤字比率

公営事業会計を除いた会計の収支が、赤字か黒字かを表す指標。 長井市は黒字なので数値の計上はない。

②連結実質赤字比率

公営事業会計を含んだ会計の収支が、赤字か黒字かを表す指標。 長井市は黒字なので数値の計上はない。

③実質公債費比率

1年間に返済する借入金等の額が、標準的な年間収入額(地方税や地方交付税など)に対してどれ位の割合を占めているかを表す指標。令和3年度~令和5年度の3か年平均で算定。数値が大きいほど必要なサービスに回せるお金が少なくなる。

4)将来負担比率

今後返済しなければならない借入金等の額が、標準的な年間収入額(地方税や地方交付税など)に対してどの位の割合を占めているかを表す指標。数値が大きいほど将来財政を圧迫する可能性が高い。

●資金不足比率

公営企業会計において、資金不足が生じたかどうかを表す指標。長井市には、3つの 公営企業会計があり、いずれも資金不足が生じていないため数値の計上はない。

(単位:%)

	() /	
会 計 名	資金不足比率	
長井市水道事業会計	_	
長井市下水道事業会計	_	
長井市宅地開発事業特別会計	_	

◎用語解説

公営事業会計:公営企業会計及び国民健康保険特別会計などの総称

公営企業会計:事業収入を主な財源として、独立採算の原則により特定の事業を経理

する会計

●健全化判断比率の推移

(単位:%)

決算年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和6年度	– (13. 63)	– (18. 63)	14.3 (25.0)	245. 6 (350. 0)
令和5年度	– (13. 69)	– (18. 69)	13.2 (25.0)	256. 1 (350. 0)
令和4年度	– (13. 69)	– (18. 69)	11.7 (25.0)	231. 8 (350. 0)
令和3年度	– (13. 66)	– (18. 66)	10.9 (25.0)	225. 0 (350. 0)
令和2年度	– (13. 72)	– (18. 72)	11.3 (25.0)	232. 0 (350. 0)
令和元年度	– (13. 79)	– (18. 79)	11.7 (25.0)	178. 9 (350. 0)
平成 30 年度	– (13. 78)	– (18. 78)	11.3 (25.0)	144. 7 (350. 0)
平成 29 年度	– (13. 75)	— (18. 75)	11.4 (25.0)	128. 1 (350. 0)
平成 28 年度	– (13. 59)	– (18. 59)	11.1 (25.0)	103. 7 (350. 0)
平成 27 年度	– (13. 81)	– (18. 81)	11.8 (25.0)	117. 5 (350. 0)

※()内は、早期健全化基準

●資金不足比率の推移

(単位:%)

			(平匹・/0/
決 算 年 度	水道事業会計	下 水 道 事業会計	宅地開発事業特別会計
令和6年度	_	_	_
令和5年度	_	-	_
令和 4 年度	_	_	_
令和3年度	_	_	_
令和2年度	_	_	_
令和元年度	_	_	_
平成 30 年度	_	_	_
平成 29 年度	_	_	_
平成 28 年度	_	_	_
平成 27 年度	_	_	_

注) 各表中「 - 」は数値の計上がないことを表します。

☆問い合わせ先:長井市財政課 TEL:0238-82-8003